

平成 27 年度第 2 回横浜市保有資産公募売却等事業予定者選定委員会

日時	平成 27 年 9 月 3 日（木） 9：00～11：20
場所	松村ビル別館 6 階 603 会議室
議題	1 開会 2 審議 3 その他 4 閉会
出席者	<横浜市保有資産公募売却等事業予定者選定委員会> 遠藤 健 （株式会社日本政策投資銀行地域企画部 課長） 加藤 ゆり （公認会計士） 中井 検裕 （東京工業大学大学院社会理工学研究科 教授） 本間 春代 （弁護士） 《事務局》 財政局資産経営課：新倉管財部長 鈴木資産経営課長、小柳企画係長、森脇調整係長、 茜ヶ久保担当係長、新井、城倉、佐野、中村 財政局取得処分課：秋葉取得処分課長、加藤担当係長
資料	① 第 2 回委員会次第 ② 委員名簿 ③ 横浜市附属機関設置条例（抜粋）、横浜市保有資産公募売却等事業予定者選定委員会運営要綱、横浜市の保有する情報の公開に関する条例（抜粋：第 31 条 会議の公開）、横浜市附属機関の会議に関する要綱 ④ 平成 27 年度二段階一般競争入札：土地概要 ⑤ 港北区菊名七丁目土地公募売却：土地概要 ⑥ 平成 27 年度二段階一般競争入札：諮問書（写） ⑦ 平成 27 年度二段階一般競争入札：募集要項（素案） ⑧ 港北区菊名七丁目土地：諮問書（写） ⑨ 港北区菊名七丁目土地：募集要項（素案）
議事	1 開会 開会挨拶 2 審議 （1）鶴見区鶴見中央四丁目土地、青葉区藤が丘一丁目土地及び青葉区鴨志田町土地公募売却について（二段階一般競争入札）

事務局が公募土地の概要について説明
(質疑応答)

【中井委員長】

青葉区鴨志田町土地は段差のない平らな土地なのか。

【事務局：秋葉】

3宅地あり、段々畑のようになっており、宅盤ごとに高低差がある。

【中井委員長】

一枚で平らではないということか。

【事務局：秋葉】

はい。

(2) 港北区菊名七丁目土地公募売却について（価格固定プロポーザル方式）

事務局が公募土地の概要について説明

【事務局：鈴木】

二段階一般競争入札と港北区菊名七丁目土地公募売却の両方の概要説明を踏まえて、補足をする。今回 1,000 m²程度の土地であるが、公募手法が異なることについて説明する。

地方自治体の本来の契約方法は、一般競争入札による価格競争が原則である。本日同席している取得処分課では年に2回定例で宅地等の競争入札を行っている。

一方、横浜市の大規模な土地については、周辺の環境を配慮し、事業提案型の公募を行うこととしている。その中でもいくつか手法があり、今回は二つの手法を取っている。

二段階一般競争入札は入札の形態ではあるが、入札前にまちづくりや周辺環境との調和など一定の条件を付し、まず提案をしていただき、内容を確認した上で、一定水準以上の者と価格競争入札を行う。これにより、円滑なまちづくりを進めていく。

価格固定プロポーザルは、土地の価格を示した上で具体的な公募条件を提示し、それに対して提案をいただくものである（戸塚区役所跡地等で行った課題解決型公募も価格固定プロポーザルの一種）。こちらは入札ではなく随意契約の形となる。地方自治体としては、附属機関に諮問をし、それに対する答申に基づいて売却先を決定するという流れだ。本市として導入すべき機能や公募によって意図するところが強く出るものであり、一定以上ではなく、最も良いとされるものを選び、契約を行う方式である。

(質疑応答)

なし

会議の取扱いについて

鶴見区鶴見中央四丁目土地、青葉区藤が丘一丁目土地及び青葉区鴨志田町土地公募売却並びに港北区菊名七丁目土地の審議内容については、公募の条件や審査項目等の情報が含まれるとともに、今後の提案内容には、非開示情報に該当する個人・法人情

報が含まれ、「横浜市の保有する情報の公開に関する条例」第 31 条第 2 号及び第 3 号に該当することから、「横浜市保有資産公募売却等事業予定者選定委員会運営要綱」第 8 条に基づき、次回以降も含め非公開とする。(委員承諾により委員長決定)

会議の非公開を委員長が宣告

これ以降の議事について、会議を非公開とする旨を委員長が宣告